

平成19年 No.41

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会（東京学芸大学）要項

改正理由

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）から委任された事項を審議するために新たに委員会を設置し，所要の要項を制定するものである。

承認経過

平成19年 6 月13日 大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学） 審
議承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会（東京学芸大学）要項を次のように制定する。

平成19年 6 月14日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会（東京学芸大学）要項

（趣旨）

第1条 この要項は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程（平成8年規程第12号）第9条の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会（東京学芸大学）（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要項で用いる「研究科」とは、連合学校教育学研究科をいう。

2 この要項で用いる「研究科長」、「研究科専任教員」、「研究科所属教員」、「主指導教員」及び「研究科委員会」の用語の定義については、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）及び東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程（平成8年規程第11号）の定めるところによる。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（教育等担当）
- (2) 副学長（研究等担当）
- (3) 研究科長
- (4) 学系長
- (5) 研究科専任教員
- (6) 研究科委員会規程第3条第4号に規定する者のうち東京学芸大学から選出された委員
- (7) 各連合講座の東京学芸大学部会代表者
- (8) 主指導教員となっている者

2 前項第6号の委員は第7号若しくは第8号の委員又はその両者を、第7号の委員は第8号の委員を兼ねることができる。

（審議事項）

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）から

委任された事項

- (2) 学生の懲戒の原案の作成に関する事項
- (3) 学位の授与に関する事項のうち、学位授与者の決定に関する事項
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

2 前項に規定する学生は、東京学芸大学に配置された学生をいう。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長（研究等担当）を、副委員長は第3条第1項第6号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、公務による出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学長の出席)

第7条 学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

(報告)

第8条 委員会において決定した事項は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部総務課の協力を得て、学務部学務課が処理する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）が定める。

附 則

この要項は、平成19年6月14日から施行する。